

地方中枢拠点都市

少子高齢化、人口減少が地方における深刻な問題になるとみられるなか、地方圏域の核となる都市を地方中枢拠点都市と位置付けて、圏域全体の経済活性化や生活基盤の強化を図っていく動きがあります。

地方都市においてはこれまでも行政基盤を強化するため、市町村合併や人口5万人以上の中心市と周辺の市町村が協力して生活に必要なインフラ整備を進める定住自立圏構想などが進められてきました。しかし、規模の大きな都市では、定住自立圏の枠組みに参加するメリットが少ないとして取り組みが遅れる傾向にあります。そこで、人口20万人以上で昼夜間人口比率が1以上（周辺部から通勤・通学による人口流入が多い）の都市、すなわち政令指定都市や新中核市（これまでの中核市と特例市を統合）などを地方中枢拠点都市と位置付け、より手厚い財政支援により都市機能を集約し、近隣都市とのネットワークによって地方圏域毎に地方の活力アップにつなげていく方向性が打ち出されています。

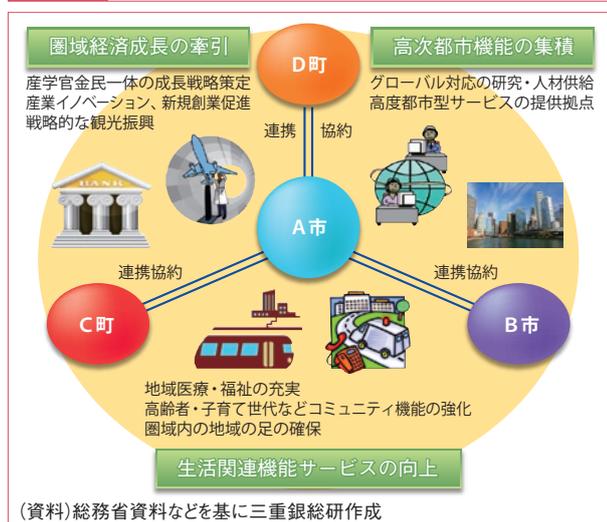
地方中枢拠点都市に期待される役割としては、①多様な資源・企業・人材が集まり、産学官金民が連携した地方経済のエンジン役となること、②グローバル環境に対応できるような高次の都市機能の集積を図り、高度で専門的なサービスを圏域全体に提供すること、③圏域全体の利便性を向上させることで、中心部だけでなく周辺部まで医療・福祉・子育てなど生活関連機能サービスを提供できること、などが挙げられます。

こうした地方中枢拠点都市のビジョンを具体化し、圏域の一体化を図るためには、関係する市町村間における取り決めが重要となりますが、現状の制度では首長や議会の選挙による自治体の政策方針の変更が連携の形にも影響する可能性があり、長期的・継続的な視点から安定した連携が可能な仕組みが必要となります。そこで、近隣市町村との連携をスムーズに進めるための手段として国家間の条約のように市町村間で「連携協約」を締結し、事務の分担だけでなく、政策面での役割分担を盛り込むことで一体性を確保すると共に、組合や協議会のような別組織を要しないようにすることで、効率的で簡素な相互協力の仕組みを作ることが検討されています。

政府は地方自治法の改正により地方中枢拠点都市や連携協約の制度化を進めており、新たな市町村間の広域連携の枠組みにより、地方圏域毎に戦略的な拠点を構築することで地域活力の引き上げを目指しています。

別府 孝文

図表1 地方中枢拠点都市の機能イメージ



図表2 地方中枢拠点都市の要件を満たす都市

